

死亡届に関連する主な手続

支所 マークのあるものは、各支所でも受付しています

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください		手続	必要なもの	該当	担当課【受付窓口】	
保険 年金	A. 国民健康保険に加入していた方	被保険者証の返却	国民健康保険被保険者証		国民健康保険課 【総合庁舎1階】	
	→ 葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請 ※時効は葬祭した日の翌日から起算して2年です。	・葬祭執行者の確認できるもの ・窓口に来られる方の本人確認書類 ・葬祭執行者の通帳 ※葬祭執行者以外（代理人）が窓口に来られる場合は、委任状（葬祭執行者の印鑑）が必要です。			
	→ 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証			
	→ 高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費などの支給申請	・医療を受けた方の領収書 ・世帯主（単身世帯の場合は相続人）の通帳			
	→ 国民健康保険料について	相続人代表者の届出（相続人を代表して国民健康保険料の納入通知書等の受領、納付をする方）	担当課に御確認ください		国民健康保険課 【総合庁舎1階】	
	B. 75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた方	被保険者証の返却	後期高齢者医療被保険者証		国民健康保険課 （後期高齢者医療） 【総合庁舎2階】	
	→ 葬祭を行った場合 ※時効は葬祭した日の翌日から起算して2年です。	高額療養費などの支給申請	・法定相続人の印鑑、通帳 ・葬祭執行者の確認できるもの ・葬祭執行者の通帳			
	→ 各種認定証等をお持ちの方	各種認定証等の返却	・限度額適用認定証等 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証			
	C. 上記以外の健康保険に加入していた場合	同様の手続があります。 手続方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。				健康保険の加入先
	D. 年金を受給していた方					市民課国民年金担当 【総合庁舎1階】
→ 国民年金のみ（障害基礎・遺族基礎・寡婦年金）を受給していた方	未支給年金の請求または死亡届	受付窓口で御確認ください			左記連絡先 25-5606	
→ 国民年金（上記以外）・厚生年金を受給していた方		年金事務所にお問い合わせください （旭川年金事務所 お客様相談室）			加入していた共済組合	
→ 共済年金を受給していた方		各共済組合にお問い合わせください			農協もしくは農業委員会	
→ 農業者年金を受給していた方		農協もしくは農業委員会にお問い合わせください				
高 齢	65歳以上の方	被保険者証等の返却	・介護保険被保険者証（お持ちの方のみ） ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証		介護保険課 【総合庁舎2階】	
	介護保険料について高額な介護サービス費の支払いをしていた場合	相続人代表者の届出	相続人代表者の通帳			
	バス乗車証（寿バスカード）をお持ちの方	バス乗車証（寿バスカード）の返却	バス乗車証（寿バスカード）		長寿社会課 【総合庁舎2階】	
	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう助成券をお持ちの方	助成券の返却	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう助成券			
福 祉	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の返却	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		障害福祉課 【総合庁舎1階】	
	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院医療） 障害福祉サービス受給者証 お持ちの方	受給者証の返却	・自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院医療） ・障害福祉サービス受給者証		障害福祉課【総合庁舎1階】	
	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失届	・重度心身障害者医療費受給者証 ・法定相続人の印鑑		国民健康保険課【支所】 【総合庁舎2階】	
	特定疾患・指定難病受給者証をお持ちの方	受給者証の返却	担当課にご確認ください		保健予防課 【総合庁舎4階】	
	児童手当・児童扶養手当を受給していた方	受付窓口で御確認ください				
こども	子ども・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失届	子ども・ひとり親家庭等医療費受給者証		子育て助成課【支所】 【総合庁舎3階】	
	医療費助成（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病）を受けている方	各受給者証の返却	各受給者証			
亡くなられた方の資産や税・料金に関すること						
税・料金	旭川市に土地・家屋などの固定資産を所有していた方	現所有者の届出（相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方）	担当課に御確認ください		資産税課 【総合庁舎3階】	
	→ 固定資産を共有していた方	共有代表者の変更届（亡くなられた方が代表の場合）	担当課に御確認ください			
	→ 農地を相続する方	担当課にご確認ください			農業委員会事務局 【水道局庁舎5階】 25-6729	
	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた方	標識の返納・名義変更	受付窓口で御確認ください		税制課【支所】 【総合庁舎3階】	
	軽2輪（125cc超250cc以下）を所有していた方	旭川運輸支局で御確認ください（旭川市春光町10番地1）			左記連絡先 050-5540-2003 （着信後037）	
	軽自動車（4輪・3輪）を所有していた方	全国軽自動車協会連合会旭川事務所で御確認ください（旭川市春光6条5丁目1番24号）			左記連絡先 53-7300	
	2輪の小型自動車（250cc超）を所有していた方	旭川地方自家用自動車協会でご確認ください（旭川市春光町10番地）			左記連絡先 51-1221	
	市民税・道民税・森林環境税について	相続人代表者（承継人）の届出（相続人を代表して市民税・道民税・森林環境税の納税通知の受領、納税をする方）	担当課に御相談ください		市民税課 【総合庁舎3階】	
	市税・国民健康保険料を口座振替で納めていた方	口座振替の廃止・変更	・預貯金通帳、通帳の届出印 ・納税（入）通知書		納税管理課【支所】 【総合庁舎3階】	
	市税・国民健康保険料に未納がある場合	納付相談	担当課に御相談ください		納税推進課 【総合庁舎3階】	
→ 財産や負債を放棄する場合	家庭裁判所で御相談ください			旭川家庭裁判所 51-6251		
上下水道に関する手続について	使用中止届、名義変更等、地下水使用人数変更	お電話又はインターネットで手続きできます		水道局お客様センター 24-3163		
そ 他	市営住宅にお住まいだった方	退去または入居承継手続き、世帯状況の変更届	担当課に御確認ください		市営住宅課 【総合庁舎5階】	
	市営墓地・共同墓を使用される方	使用許可申請、納骨の手続きまたは使用者変更手続き	担当課に御確認ください		市民生活課 【総合庁舎6階】	
	印鑑登録をしていた方	自動的に登録廃止になります	印鑑登録証は破棄してもかまいません			
	マイナンバーカード、通知カード	死亡後の手続きが必要となる可能性があるため、回収していません。			市民課 【総合庁舎1階】	
	中长期在留者、特別永住者の方	在留カード、特別永住者証明書の返却	左記のカード、死亡がわかる書面の写し		札幌出入国在留管理局 旭川出張所 38-6755	

	ご家族があてはまるものについて御確認ください	手続	必要なもの	該当	担当課 【受付窓口】
保険年金	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい被保険者証の交付	変更前の国民健康保険被保険者証		市民課 【総合庁舎1階】 ※保険料その他内容については国民健康保険課
	健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方 ※資格喪失日より14日以内に手続してください	国民健康保険の加入	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」		市民課国民年金担当 【総合庁舎1階】
		国民年金の加入（20～59歳までの配偶者）			
	各種認定証をお持ちの方	新しい各種認定証の交付	・変更前の限度額適用認定証 ・変更前の限度額・標準負担額減額認定証		国民健康保険課 【総合庁舎1階】
受けられる年金給付がないか、確認と御相談	・遺族基礎年金（子のある妻、または子） ・国民年金寡婦年金（60歳～64歳の妻） ・国民年金死亡一時金	担当課に御相談ください		市民課国民年金担当 【総合庁舎1階】	
子ども	お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、相談	・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・児童手当・児童扶養手当 ・災害遺児手当	ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、担当課に御確認ください		子育て助成課 【総合庁舎3階】 ※災害遺児手当は支所での手続き不可
		・重度心身障害者医療費助成			国民健康保険課 【総合庁舎2階】
		・特別児童扶養手当			障害福祉課 【総合庁舎1階】
		・保育所			子ども育成課 【総合庁舎3階】
相続	亡くなられた方が不動産（土地、建物等）を所有している場合	不動産登記申請	右記に電話の上、御相談ください 司法書士に依頼する場合 旭川司法書士会 51-9058 旭川司法書士会ホームページ http://www.asa-s.jp		旭川地方司法書士会 登記部門 38-1161 （登記相談予約） （12月29日～1月3日 及び土日祝日を除く、8時 30分～17時15分の間）
	亡くなられた方の預貯金等について相続手続きが必要な場合	各金融機関等へお問合せください	法定相続情報証明が必要な場合は右記に電話の上、御確認ください		

● 各支所のご案内 ●

神居支所（神居2条9丁目 61-2311） 江丹別支所（江丹別町中央 73-2001） 永山支所（永山3条19丁目 48-1111） 神楽支所（神楽3条6丁目 61-6191）
東旭川支所（東旭川北1条6丁目 36-1111） 西神楽支所（西神楽南2条3丁目 75-3111） 東鷹栖支所（東鷹栖4条3丁目 57-2111）

旭川市役所

〒070-8525
旭川市7条通9丁目48番地



市役所代表電話

0166-26-1111



開庁時間 午前8時45分～午後5時15分
（土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです）

支所でも受付できる手続があります。内側の表でご確認ください。

担当課名と手続の内容をお伝えください。担当課にお繋ぎいたします

※市民課窓口の開庁時間を延長しています。
（毎週木曜日午後7時まで）
取扱業務は御確認ください。

旭川市ホームページ <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

手続きチェックシート おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます

死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に本籍地、届出人の所在地、死亡地のいずれかで届け出てください

火葬許可証をお渡しします

- ・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証の控えは、火葬後ご遺族に返却されます。
- 納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

- 死亡届の届出義務者は、
1. 同居の親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）
2. （親族以外の）同居者
3. 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 となっています。
- 窓口に来られる方は、町内会の役員など使者でも構いません。
- 届出に必要なもの
・医師等が作成した死亡診断書と死亡届
（死亡診断書のコピーが必要な方は、事前に御用意ください。窓口でのコピーサービスはしていません。）
（届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。）
・届出人の印鑑（押印は任意）
・火葬場使用料 ※亡くなられた方の死亡時の住所によります。詳しくはお問い合わせください。

戸籍の届出による戸籍の記載は、通常1週間程度かかります。
戸籍謄本などが必要な場合は、事前に電話等で確認してから請求してください。

関連する主な手続は内側にあります

必要な書類がそろわない手続は
後日あらためて御来庁いただく場合があります。

◆亡くなられた方の住民票（除票）について

請求できる方は、亡くなられた方の法定相続人、年金の死亡届者及び未支給年金の受取申請者等です。これらの方から依頼された方が請求される場合には、委任状が必要です。

※亡くなられた方にかかわる戸籍、請求できる方（法定相続人等）と亡くなられた方との関係性がわかる戸籍をお持ちの場合は御持参下さい。なお、これら以外の請求権限による請求に応じられるかどうかは、請求の対象となる方との関係性により異なりますので、市民課までお問い合わせ下さい。

※亡くなられた方の除票には、個人番号（マイナンバー）を記載することができません。

◆本人確認書類について

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

【1点で本人確認できるもの】

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

【2点で本人確認できるもの】

- ・被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・医療受給者証
- ・年金手帳、年金証書
- ・社員証
- ・学生証 など

◆代理人の方が手続するとき

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。